

スターティアリード注文約款 新旧対照表

| 旧 (2026年2月20日施行版) | 新 (2026年7月15日改訂版) |
|--|--|
| <p>第1条 (用語の定義)</p> <p>本注文約款において使用される用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 「本商品」とは、甲が、乙に提出した注文書に記載された物品又は役務をいう。</p> <p>(2) 「本契約」とは、乙が本商品を甲に販売又は提供し、甲が乙から本商品を買受、又は提供を受ける契約をいう。</p> <p>(3) 「メーカー等」とは、本商品の製造者、輸入元又は権利者をいう。</p> <p>(4) 「メーカー保証書等」とは、メーカー等が、本商品の保証等に関する規定を記載した書面 (名称を問わない。) をいう。</p> <p>(5) 「撤去品」とは、甲が本契約に基づいて、乙に撤去を委託したネットワーク機器、複合機、PC、ビジネスフォン又はその他のOA機器をいう。</p> <p>「カスタマー・ハラスメント基本指針」とは、スターティアホールディングスグループカスタマー・ハラスメントに対する基本指針をいう。</p> <p>URL : https://www.startiaholdings.com/customer_harassment.html</p> | <p>第1条 (用語の定義)</p> <p>本注文約款において使用される用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 「本商品」とは、甲が、乙に提出した注文書に記載された物品又は役務をいう。</p> <p>(2) 「本契約」とは、乙が本商品を甲に販売又は提供し、甲が乙から本商品を買受、又は提供を受ける契約をいう。</p> <p>(3) 「メーカー等」とは、本商品の製造者、輸入元又は権利者をいう。</p> <p>(4) 「メーカー保証書等」とは、メーカー等が、本商品の保証等に関する規定を記載した書面 (名称を問わない。) をいう。</p> <p>(5) 「撤去品」とは、甲が本契約に基づいて、乙に撤去を委託したネットワーク機器、複合機、PC、ビジネスフォン又はその他のOA機器をいう。</p> |
| <p>第16条 (カスタマー・ハラスメントの禁止)</p> <p>甲は、乙に対して、カスタマー・ハラスメント基本指針に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはならない。</p> <p>甲が前項の規定に違反した場合、乙はカスタマー・ハラスメント基本指針に従い、役務の提供を中止できる。この場合、乙は甲に対する債務不履行責任を負わない。</p> <p>乙は、カスタマー・ハラスメントについて、カスタマー・ハラスメント基本指針に従い警察及び弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処する。</p> | <p>第16条 (カスタマー・ハラスメントの禁止)</p> <p>甲は、乙に対して、「<u>スターティアホールディングスグループカスタマー・ハラスメントに対する基本指針</u>」(URL: https://www.startiaholdings.com/customer_harassment/、以下「<u>基本指針</u> <u>という。</u>」)に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはならない。</p> <p>甲が前項の規定に違反した場合、乙は<u>基本指針</u>に従い、役務の提供を中止できる。この場合、乙は甲に対する債務不履行責任を負わない。</p> <p>乙は、カスタマー・ハラスメントについて、<u>基本指針</u>に従い警察及び弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処する。</p> |
| <p>第27条 (市場性・特定目的適合性の不保証)</p> <p>(第1項は変更なしため省略)</p> | <p>第27条 (市場性・特定目的適合性の不保証)</p> <p>(第1項は変更なしため省略)</p> |

| 旧（2026年2月20日施行版） | 新（2026年7月15日改訂版） |
|--|--|
| <p>前項に定める通信速度の低下、通信の切断及び遅延等は、第15条（契約不適合責任）に定める契約不適合には該当しないものとし、乙はこれらに起因する損害について一切の責任を負わない。</p> <p>甲は、本商品がレセプトコンピュータ、電子カルテ、医療用システム、医療機器及びホームセキュリティとの接続を想定したものではないことをあらかじめ確認する。甲がこれらのうち、いずれか一つ以上と本商品を接続したことによって、損害が発生した場合、乙は一切責任を負わない。</p> | <p>前項に定める通信速度の低下、通信の切断及び遅延等は、第15条に定める契約不適合には該当しないものとし、乙はこれらに起因する損害について一切の責任を負わない。</p> <p>甲は、本商品がレセプトコンピュータ、電子カルテ、医療用システム、医療機器及びホームセキュリティとの接続を想定したものではないことを予め確認する。甲がこれらのうち、いずれか一つ以上と本商品を接続したことによって、損害が発生した場合、乙は一切責任を負わない。</p> |
| <p>2026年2月20日施行</p> | <p>以上 スターティアリード株式会社 2026年2月20日施行 2026年7月15日改訂</p> |